

この号で公布された条例のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第73号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、県職員の期末手当の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和3年12月1日ほかから施行することとした。



◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第74号）

- 1 一般職の職員の給与改定により、知事等の期末手当の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和3年12月1日ほかから施行することとした。



◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第75号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の期末手当の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和3年12月1日ほかから施行することとした。



◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第76号）

- 1 一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和3年12月1日ほかから施行することとした。



◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第77号）

- 1 県議会議員の期末手当の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和3年12月1日ほかから施行することとした。

